

## 新卒者体験雇用事業を拡充しました！

昨今の厳しい雇用失業情勢の悪化を受け、新卒者を取り巻く就職環境は、求人数の減少、それに伴う内定率の悪化など非常に厳しさを増しております。

このため、学卒未就職者を対象とした「新卒者体験雇用事業」を実施していましたが、このたびより多くの学卒未就職者の1日でも早い就職を支援するため、「新卒者体験雇用事業」を拡充することとしました。

その概要は、次のとおりです。

### ○改正内容

- ①体験雇用の期間を最長3か月まで実施可能とする。
- ②新卒者体験雇用奨励金を最大16万円支給する（ハローワークへ新卒者体験雇用求人を出し、ハローワークの紹介により学卒未就職者を雇い入れた事業主に対し、最初の1か月は8万円、2か月目及び3ヶ月目は1か月につき4万円を支給）。

### ○改正の施行日

平成22年6月7日

○事業の詳細は、[厚生労働省のHP](#)をご覧ください。

○求人提出等に関するお問い合わせは、最寄りのハローワークへ。